

一般会計予算に対する意見（討論より抜粋）

公明党

賛成

中学校給食無償化にも踏み切ったこと、これまで公明党が提案・主張をしてきたアピアランスケアへの助成、補聴器購入助成、ストマ用装具の基準率の引き上げを行うことを高く評価。財政状況においては、基金の取り崩しを最小限にとどめる努力、財源の確保とともに不断の行財政改革の取り組みも必要。

たちかわ自民党・安進会

賛成

子ども用GPS端末の購入助成、マイナンバーカードの普及促進等の施策について評価。監査委員への最大限の尊重、結婚から子育てまでの切れ目のない推進策の充実等、本委員会では指摘したことを今後の施策事業展開に十分反映することを強く要望する。

立憲ネット 緑たちかわ

賛成

小学校・中学校の給食費無償化を早期に実現した英断、「優しさと安心をカタチに！」という予算のフレーズ通りに多くの子育て政策が盛り込まれていることを高く評価。気候変動対策は喫緊の課題となるため、計画策定にも先立ち、一層の対策強化を望む。

日本共産党

賛成

学校給食費無償化、補聴器購入助成制度の創設、国民健康保険料の値上げ見送りなど、市民の暮らしに密着した内容であることを評価。過去最高となる市税収入は、物価高騰で大変な思いをしている市民の福祉や子育て施策充実等に使われることを望む。

国民民主党

賛成

市政の刷新を求める声を積極的に反映する事業内容となっていることを評価。目的・目標を明確に示し、適切・確実に執行することを要望する。

委員会の活動

総務委員会

〔議案の審査〕

可決すべきものと決定

- ◆立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- ◆立川市組織条例の一部改正

〔陳情の審査〕

採択すべきものと決定

- ◆消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情

不採択すべきものと決定

- ◆土地利用規制法に基づく「特別注視区域」「注視区域」指定に関して国へ意見書の提出を求める陳情

〔主な報告事項〕

- ◆立川市組織改正（案）について 外15件

厚生産業委員会

〔主な報告事項〕

- ◆立川シティハーフマラソン2024について
- ◆子育て・健康複合施設の整備について
- ◆生活困窮者等への物価高騰対策について 外13件

〔所管事項質問〕

- ◆休日診療体制について
- ◆邨田丹陵について
- ◆こども誰でも通園制度について
- ◆妊産婦の支援について
- ◆産後ケアについて

立川市第5次基本構想審査特別委員会

〔報告事項〕

- ◆第5次長期総合計画基本構想骨子案について
- ◆第5次長期総合計画前期基本計画政策・施策の見直しの方向性について

環境建設委員会

〔主な報告事項〕

- ◆立川市単独処理区の編入に伴う下水道の都市計画の変更について
- ◆高齢者の移動手段について
- ◆市所有井戸の水質分析調査結果について 外8件

〔所管事項質問〕

- ◆GLP昭島プロジェクトについて
- ◆GLP巨大物流センターについて
- ◆生物多様性の取組みについて

文教委員会

〔主な報告事項〕

- ◆令和6年度学校教育の主な取組について
- ◆学校給食費の改定について 外8件

〔所管事項質問〕

- ◆歴史民俗資料館の管理運営や今後の在り方について
- ◆文化財や史料の調査、管理等について
- ◆小学校水泳指導について

議会改革特別委員会

〔議題〕

- ◆議会改革について
- ◆所管事務調査について
- ◆今後の進め方について

委員の交代がありました

立川市第5次基本構想審査特別委員会

交代前 ▶江口 元気 議員 交代後 ▶松本 あきひろ 議員

請願はこうなりました

①請願を 議会で採択

令和5年第4回定例会で、「高齢者の移動手段に関する請願」を採択

②市長に 送付

③市長からの報告

路線バスについては、基本的に事業者がその需要に応じて運行しているものと理解しており、乗降データを分析したうえで路線やダイヤの設定を行っているものと考えられます。

立川通りを走行する路線バスの減便につきまして、路線バスを運行する京王電鉄バス株式会社によると、「コロナ禍により利用者が7割程度まで減少し、その後、利用者が戻ることを前提に大きな減便はしなかったが、利用者がコロナ禍前までに回復せずに事業が成り立たないことから大幅な減便になった。本線については、並走する多摩モノレールが多摩センターに延伸する前から非常に大きな赤字があり、1便当たり3.2～3.5人の利用者数で10人には満たなかったため、減便はやむを得なかった。」とのこと。

市では、このような路線バスの減便等による公共交通が変化している地域では、高齢者の移動に課題が生じている可能性があるものと考えており、令和6年度から地域ごとの移動の実態（生活像・移動像）等を調査したうえで、令和7年度以降に、地域交通法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号））に基づく「地域公共交通計画」を策定する予定です。

くるりんバスのルート再編などの必要な対応につきましては、地域公共交通計画の策定過程の中で検討していくものと考えており、必要に応じて地域の方との意見を交換する場を設けてまいります。